

(目的)

第1条 この条例は、神奈川県環境基本条例(平成8年神奈川県条例第12号)の本旨を達成するため、資源の循環的な利用等の推進及び廃棄物の不適正処理の防止に関する施策の実施その他必要な事項を定めることにより、廃棄物に係る環境への負荷の低減を図り、もって良好な生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 資源の循環的な利用等 次に掲げる事項をいう。

ア 発生抑制(原材料が効率的に利用されること、製品がなるべく長期間使用されること等により、これらの物が廃棄物等(循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第2条第2項に規定する廃棄物等をいう。以下この号において同じ。)となることができるだけ抑制されることをいう。)

イ 再使用(廃棄物等のうち有用な物を製品としてそのまま使用すること(修理を行ってこれを使用することを含む。))及びこれの全部又は一部を部品その他製品の一部として使用することをいう。)

ウ 再生利用(廃棄物等のうち有用な物の全部又は一部を原材料として利用することをいう。)

エ 熱回収(廃棄物等のうち有用な物の全部又は一部であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。)

(2) 廃棄物の適正処理 廃棄物の収集、運搬若しくは処分を行い、若しくは委託し、廃棄物を保管し、又は施設を維持管理するに当たって従うべき基準であって、法で定めるものを遵守することをいう。

(3) 廃棄物の不適正処理 廃棄物の適正処理がなされていないこと及び法第16条の規定に違反していることをいう。

(4) 廃棄物処理業者 法第7条第1項若しくは第6項、法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の4第1項若しくは第6項の許可を受けた者をいう。

(県の責務)

第3条 県は、事業者、廃棄物処理業者、県民及び市町村と連携して、資源の循環的な利用等、廃棄物の適正処理及び美化活動の推進並びに廃棄物の不適正処理の防止に関する総合的な施策を実施するよう努めなければならない。

2 県は、資源の循環的な利用等、廃棄物の適正処理及び美化活動の推進並びに廃棄物の不適正処理の防止を図るため、市町村と連携して、事業者、廃棄物処理業者、県民及びこれらの者の組織する民間の団体に対し、情報の提供、助言、普及啓発その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

3 県は、市町村と連携して、資源の循環的な利用等及び廃棄物の適正処理についての教育及び学習の振興に関する施策を実施するよう努めなければならない。

(プラスチックに係る資源の循環的な利用等)

第3条の2 県は、プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進に関する総合的な施策の実施に当たって、プラスチックの使用量の削減、プラスチックに代替する素材の活用その他のプラスチックが使用されている製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類についての工夫がなされた製品の製造及び使用が促進されるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、資源の循環的な利用等に努めなければならない。

- 1 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、県が実施し、並びに県及び市町村が連携して実施する資源の循環的な利用等、廃棄物の適正処理及び美化活動の推進並びに廃棄物の不適正処理の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(廃棄物処理業者の責務)

第5条 廃棄物処理業者は、事業者から廃棄物の収集、運搬又は処分の委託を受けた場合は、当該委託に係る廃棄物を適正に処理しなければならない。

- 1 廃棄物処理業者は、県が実施し、並びに県及び市町村が連携して実施する資源の循環的な利用等及び廃棄物の適正処理の推進並びに廃棄物の不適正処理の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、資源の循環的な利用等に努めなければならない。

- 1 県民は、県が実施し、並びに県及び市町村が連携して実施する資源の循環的な利用等及び美化活動の推進並びに廃棄物の不適正処理の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(海岸等における美しい環境の保全)

第7条 何人も、海岸、河川、道路等において、みだりにペットボトル、食品の容器包装、プラスチック製の買物袋、空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻等を捨てることにより、県土の美しい環境を損なってはならない。

- 1 何人も、その活動に伴って生じた廃棄物を適切に排出することにより、海岸、河川、道路等における廃棄物の散乱の防止に努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第8条 土地の所有者、管理者又は占有者（以下この条及び次条において「土地所有者等」という。）は、当該土地（以下この条及び次条において「所有地等」という。）において廃棄物の不適正処理が行われることがないよう適正な管理に努めなければならない。

- 1 土地所有者等は、所有地等において廃棄物の不適正処理が行われた場合には、適切な対応に努めなければならない。
- 2 土地所有者等は、廃棄物の不適正処理の防止に関する施策として県が講じ、並びに県及び市町村が連携して講ずる措置に協力するよう努めなければならない。

(所有地等を賃借人等に使用させる場合の土地所有者等の責務)

第9条 土地所有者等は、所有地等を他の者に使用させ、又は管理させる場合であって、当該所有地等に産業廃棄物が搬入されることが予想される時は、当該他の者（以下この条において「賃借人等」という。）による廃棄物の不適正処理（産業廃棄物に係るものに限る。以下この条、第12条第3項及び第13条第1項において同じ。）の防止に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 1 土地所有者等は、前項の場合であって、所有地等に産業廃棄物が搬入されることが予想され、かつ、当該所有地等の賃借人等による廃棄物の不適正処理が行われたときは、当該廃棄物の不適正処理をやめるよう請求し、当該廃棄物の不適正処理に係る産業廃棄物の飛散又は流出の防止に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 土地所有者等は、前項に規定するときにおいては、速やかに、その所有地等において廃棄物の不

適正処理が行われている旨を知事に通報しなければならない。

(プラスチック資源循環推進等計画の策定)

第9条の2 知事は、プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進、プラスチックに係る廃棄物の不適正処理の防止等(以下この条において「プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進等」という。)に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進等に関する計画(以下この条において「プラスチック資源循環推進等計画」という。)を定めなければならない。

- 2 前項のプラスチック資源循環推進等計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進等に関する基本的な方針
 - (2) プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進等のために重点的に講ずべき方策に関する事項
 - (3) プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進等に関する連携及び情報交換の促進のための方策に関する事項
 - (4) プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進等についての教育及び学習の振興のための方策に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進等を図るために必要な事項
- 3 知事は、プラスチック資源循環推進等計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(産業廃棄物の保管場所の届出)

第10条 産業廃棄物の生じた場所以外の場所(県の区域内に限る。)において当該産業廃棄物を保管しようとする事業者(当該産業廃棄物を排出した事業者に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。)は、規則で定めるところにより、あらかじめ、当該産業廃棄物の保管の用に供する土地(以下この条において「保管用地」という。)の区域ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。次号において同じ。)
 - (2) 保管用地の所在地及び面積並びに所有者の氏名及び住所
 - (3) 産業廃棄物の種類及び数量
 - (4) 産業廃棄物の保管の方法
 - (5) 産業廃棄物の処理の計画
 - (6) 保管を開始する日
 - (7) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、適用しない。
 - (1) 保管用地の区域の面積が規則で定める面積に満たない場合
 - (2) 保管用地の区域の全部が法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設内にある場合
 - (3) 廃棄物処理業者である事業者が法第14条第1項又は法第14条の4第1項の規定による許可を受けた積替え又は保管の場所の全部又は一部を保管用地とする場合
 - (4) 廃棄物処理業者である事業者が法第14条第6項又は法第14条の4第6項の規定による許可を受けた保管の場所の全部又は一部を保管用地とする場合
 - (5) 法第12条の7第1項の認定を受けた者である事業者が行う当該認定に係る産業廃棄物の保管である場合
 - (6) 法第12条第3項の規定による届出に係る産業廃棄物の保管又は法第12条の2第3項の規定による届出に係る特別管理産業廃棄物の保管である場合
 - (7) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)第8条第1項の規定による届出に係る高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は同法第15条において準用する同法第8条第1項の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管である場合

- (8) 非常災害のために必要な応急措置として行う保管である場合
- 3 第1項の規定による届出をした事業者は、同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。
 - 4 第1項の規定による届出をした事業者は、当該届出に係る保管を廃止したときは、その日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(立入検査等)

- 第11条 知事は、前条の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、その産業廃棄物の保管に関し報告させ、又はその職員に、事業者の事務所若しくは事業場に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させ、若しくは関係人に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
 - 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公表)

- 第12条 知事は、法第14条の3（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）、法第14条の3の2第1項（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第2項（法第14条の6において準用する場合を含む。）、法第15条の2の7、法第15条の3、法第19条の3（法第17条の2第3項において準用する場合を含む。）、法第19条の5（法第17条の2第3項において準用する場合及び法第19条の10第2項において読み替えて準用する場合を含む。）又は法第19条の6の規定により処分をしたときは、その旨を公表するものとする。
- 2 知事は、知事又はその職員がその職務を行うことにより法第5章又は第16条若しくは第17条の規定に該当する事実があると思料し、告発をしたときは、その旨を公表することができる。
 - 3 知事は、廃棄物の不適正処理が行われ、かつ、当該廃棄物の不適正処理により生活環境の保全上の見地から必要があると認めるときは、当該廃棄物の不適正処理を行った者の氏名、当該廃棄物の不適正処理の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

(調査等の求め)

- 第13条 何人も、県の区域内において廃棄物の不適正処理が行われ、又は行われるおそれがあると思料するときは、知事に対し、その旨を申し出て、当該廃棄物の不適正処理に関する調査その他適切な措置をとるべきことを求めることができる。
- 2 知事は、前項の規定による申出があったときは、速やかに必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該廃棄物の不適正処理に関する適切な措置をとらなければならない。
- 一部改正〔平成27年条例13号〕

(適用除外)

- 第14条 第9条、第10条から前条まで及び次条から第17条までの規定は、横浜市、川崎市及び相模原市の区域においては、適用しない。
- 一部改正〔平成22年条例32号〕

(委任)

- 第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

- 第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
- (1) 第10条第1項、第3項又は第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (2) 第11条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第10条第1項に規定する場所において産業廃棄物を保管している事業者（当該産業廃棄物を排出した事業者に限る。）については、同項に規定する産業廃棄物を保管しようとする事業者とみなす。この場合において、同項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは「平成19年6月30日までに」とする。
- 3 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

追加〔平成20年条例40号〕

附 則（平成20年7月22日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月30日条例第32号）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月22日条例第16号）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の前日に神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例第10条第1項の規定により届け出られた産業廃棄物の保管であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）附則第6条第1項に規定する産業廃棄物の保管に該当することとなるもの若しくは同条第3項に規定する特別管理産業廃棄物の保管に該当することとなるもの又は改正後の第10条第2項第6号若しくは第7号のいずれかに該当することとなるものについては、同条例第10条第3項及び第4項の規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の前日にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月20日条例第13号抄）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第36号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第10条第2項第6号の改正規定及び第12条第1項の改正規定（「第15条の2の6」を「第15条の2の7」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年7月29日条例第46号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第2項の改正規定及び次項の規定は、令和4年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の前日にこの条例による改正前の神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例第10条第1項又はこの条例による改正後の神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例第10条第1項の規定により届け出られた産業廃棄物の保管であって、同条第2項第5号に該当することとなるものについては、同条第3項及び第4項の規定は、適用しない。

（事務処理の特例に関する条例の一部改正）

- 3 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表31の2の項中「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」を「神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」に改め、同項(8)から(10)までの規定中「不適正処理」を「廃棄物の不適正処理」に改める。